

武蔵野市国民健康保険条例の一部改正について（概要）

1 改正の理由

令和2年度税制改革大綱による個人所得課税の見直しに伴う地方税法施行令の一部改正に基づき、国民健康保険税の軽減判定基準の見直しを行うため令和2年度第2回本会にお諮りし、令和2年第4回市議会定例会において条例第16条を改定し、基礎控除振替の影響を排除するよう規定を設けた。

一方、子育て世帯向け減免制度については、武蔵野市国民健康保険条例付則第18項、武蔵野市国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第3項及び武蔵野市国民健康保険税の減免に関する特例を定める規則により制定しているが、これを受け、子育て世帯向け減免の所得についても再度見直し、検討した結果、低所得者減免と同様に基礎控除振替の影響を排除する規定を条例に規定した方がより適正であるとの結論を得たことにより所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

一定の給与所得者等（※1）が2人以上いる世帯は、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直し後、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税においては子どもに係る均等割額相当額の減免に該当しにくくなることから、その影響を遮断するため、次のとおり判定基準の見直しを行う。

また、併せて軽減判定基準に適用する所得の特例について、子どもに係る均等割額相当額の減免制度の判定基準にも同様に適用させる。

項目	改正前	改正後
基礎控除 振替の影響 排除	400万円	$400万円 + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
所得の特 例の適用	規定なし	公的年金等に係る所得15万円控除並びに上 場株式等に係る配当所得等、長期譲渡所

		<u>得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、先物取引に係る雑所得等、土地の譲渡等に係る事業所得等、特例適用利子等、特例適用配当等、条約適用利子等及び条約適用配当等の算定を適用</u>
--	--	--

※1 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者

3 施行期日等

令和3年4月1日

令和3年第1回市議会定例会に条例の一部改正を上程予定

なお、改正後の税率等は令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度までの国民健康保険税については、従前の例による。